

総務大臣
林芳正 殿

統計委員会委員長
津谷典子

諮問第206号の答申
経済構造実態調査の変更について

本委員会は、諮問第206号による経済構造実態調査の変更（令和9年以降の調査に係る変更）について審議した結果、下記のとおり結論を得たので、答申する。

記

1 本調査計画の変更

(1) 承認の適否

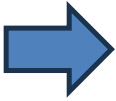
令和8年3月13日付け総統経第23号及び20260309統第3号により総務大臣及び経済産業大臣から申請された「基幹統計調査の変更について（申請）」（以下「本申請」という。）について審議した結果、以下のとおり、統計法（平成19年法律第53号）第10条各号に掲げる要件のいずれにも適合しているため、「経済構造実態調査」（基幹統計調査。以下「本調査」という。）の変更を承認して差し支えない。

(2) 理由等

ア 報告者数の変更

本申請では、最新の事業所母集団データベースを用いて報告者数を表1のとおり変更する計画である。

表1 報告者数の変更内容

<令和4年調査>	>	<令和9年調査>
【産業横断調査】 約27万企業		【産業横断調査】 約28万企業
【製造業事業所調査】 約12万2千事業所		【製造業事業所調査】 約9万事業所

これについては、最新の事業所母集団データベースを基に、従前と同様の報告者の選定方法を用いて算出したものであることから、適当である。

なお、製造業事業所調査の報告者数については、表2のとおり毎年大きく変動しており、中分類別にみても同様の傾向があるところ、その理由は不明である。報告者の選定方法について、製造業事業所調査の調査対象は、日本標準産業分類における「大分類E－製造業」に属する事業所であり、その中から大分類、中分類、小分類又は細分類ごとに売上高上位の事業所から累積し売上高総額の9割を達成する範囲に含まれる事業所を報告者として選定することとしており、毎年の報告者数の大きな変動には、売上高を基準に報告者を選定していることが関係していると考えられる。一方、製造業事業所調査の結果をみると、表3のとおり、製造業に係る全事業所数の動きに特異な点はみられないことから、報告者数の毎年の変動が結果数値に影響を及ぼしているとは考えにくい。

以上から、製造業事業所調査における毎年の報告者数の大きな変動については、様々な要因が影響を及ぼしている可能性がある。当該要因を検証することは、本調査の精度向上にも資すると考えられるところ、報告者の選定においては、複数の関係部局が連携して実施している状況にあることから、要因の検証は拙速に行わず、丁寧に行うこととし、後記4の「今後の課題」に掲げることとしたい。

表2 製造業事業所調査の報告者数（実績）

令和4年調査時点：100,945 事業所
令和5年調査時点：89,742 事業所（前年比11.1%減）
令和6年調査時点：70,485 事業所（前年比21.5%減）
令和7年調査時点：86,149 事業所（前年比22.2%増）

（注）令和4年製造業事業所調査について、表1に記載の報告者数（約12万2千事業所）は調査計画策定時における見込みの数であり、実際の報告対象事業所数は表2のとおり100,945事業所である。

表3 製造業に係る全事業所数の推移（集計結果）

令和4年調査結果：222,770 事業所
令和5年調査結果：223,391 事業所（前年比0.3%増）
令和6年調査結果：222,200 事業所（前年比0.5%減）

（注）総務省・経済産業省「2024年経済構造実態調査 製造業事業所調査結果」 産業別統計表第1表
 総務省・経済産業省「2023年経済構造実態調査 製造業事業所調査結果」 産業別統計表第1表

イ 調査事項の変更

本申請では、産業横断調査票A～C（以下「調査票A～C」という。）及び製造業事業所調査票に係る調査事項について以下のとおり変更する計画である。

（ア）調査事項の変更（調査票A）

調査票Aは、我が国全体の付加価値構造を中心とした経済構造を、毎年、安定的かつ早期に把握・公表するための調査事項が設定されており、配布対象は、日本標準産業分類における大分類、中分類又は小分類ごとに売上高上位の企業から累積し売上高総額の8割を達成する範囲に含まれる企業としている。

また、中間年における経済構造統計の作成のため、調査票Aで得られた情報を基に、基準年である経済センサス-活動調査（以下「活動調査」という。）の結果を用いて報告対象外企業を推計することで産業横断的な付加価値額等を推計している。

本申請では、表4のとおり、調査事項を変更する計画である。

表4 調査事項の変更（調査票A）

No.	調査事項	変更内容	変更理由等												
①	「企業全体の事業活動」で用いる事業活動、生産物の種類の変更	見直し	活動調査を過去値として推計に使用していることから、同調査と調査品目が整合するよう見直しする。												
②	費用項目に「減価償却費」を追加	追加	これまでも調査票Bにおいて、主業における「減価償却費」は把握していたものの、活動調査と同様、企業全体の「減価償却費」を把握するため、調査票Aに追加し、これにより粗付加価値額を算出する。 これについては、生産側GDP推計における中間投入比率の推計に当たり、「減価償却費」の追加が要望されていることを踏まえたものである。												
③	費用項目から「営業外費用における支払利息」を削除	削除	活動調査で「営業外費用における支払利息」に関する要望がなく、統計委員会での審議を経て、令和8年活動調査においても把握しないこととされたことに加えて、本調査においても利活用ニーズが見られなかったことから削除する。												
④	「企業全体の商品売上原価」について、これまでは主業、副業にかかわらず「卸売業、小売業」を営んでいる企業に対して報告を求めていたところ、主業として営んでいる企業のみに変更	見直し	<p>国民経済計算（以下「SNA」という。）の年次推計において副業の「商品売上原価」を用いるためには、「商品売上原価」を卸売業、小売業別に把握する必要があるところ、報告者負担の観点から困難であるため、副業の把握を取りやめ、主業のみに変更する。</p> <p>（※）企業全体の「年間商品販売額」「商品売上原価」「年初及び年末商品手持額」を報告する企業は、「卸売業、小売業」が主業か副業かで、以下のとおり整理される。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>調査項目</th> <th>現行</th> <th>変更後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>年間商品販売額</td> <td>主業、副業にかかわらず回答</td> <td>主業、副業にかかわらず回答</td> </tr> <tr> <td>商品売上原価</td> <td>主業、副業にかかわらず回答</td> <td>主業のみ回答</td> </tr> <tr> <td>年初及び年末商品手持額</td> <td>主業のみ回答</td> <td>主業のみ回答</td> </tr> </tbody> </table>	調査項目	現行	変更後	年間商品販売額	主業、副業にかかわらず回答	主業、副業にかかわらず回答	商品売上原価	主業、副業にかかわらず回答	主業のみ回答	年初及び年末商品手持額	主業のみ回答	主業のみ回答
調査項目	現行	変更後													
年間商品販売額	主業、副業にかかわらず回答	主業、副業にかかわらず回答													
商品売上原価	主業、副業にかかわらず回答	主業のみ回答													
年初及び年末商品手持額	主業のみ回答	主業のみ回答													

このうち、①から③までについては、中間年の推計に使用される基準年の活動調査に合わせたものであり、加えて、②の調査事項の追加については、一般的に損益計算書から転記可能な事項であって、活動調査においても十分に回答を得られている実績もあるとのことから、いずれも適当である。

また、④について、調査実施者は、本調査事項はSNAの商業マージン額推計に用いられており、本調査結果をSNA年次推計に利用している内閣府に対し、現状の利活用状況を以下iからiiiまでのとおり確認した上で検討したものとしている。

- i SNAのマージン額推計では、基準年マージン額（卸売業・小売業別）に、本調査の「年間商品販売額」の伸び率とマージン率（「年間商品販売額」と「商品売上原価」から算出）の伸び率を乗じ延長推計している。
- ii マージン率については、「商品売上原価」が卸売業・小売業別となっていないことから、卸売業のマージン率を卸売マージン率、小売業のマージン率を小売マージン率とみなして用いている。
- iii 「年間商品販売額」については、卸売業・小売業別に把握しているものの、マージン率に合わせ、卸売業の「年間商品販売額（卸売業+小売業）」を卸売業マージン額推計に用い、小売

業の「年間商品販売額（卸売業＋小売業）」を小売業マージン額推計に用いている。

前記の利活用状況を踏まえると、SNA年次推計において副業の「商品売上原価」を用いるためには、「商品売上原価」を卸売業・小売業別に把握する必要があるが、報告者負担の関係から困難であると考えていることから、副業の把握を取りやめ、主業のみに変更するとしている。

一方で、「年間商品販売額」については、「年間商品販売額」の伸び率を用いるに当たり、SNAの年次推計において副業の結果の利活用も検討することから、引き続き副業も把握する予定としている。

以上を踏まえると、④の見直しは、本調査結果を用いてSNAの年次推計を行っている内閣府に対して年次推計を行うに当たってのニーズを確認した上で検討した結果であり、また、報告者負担の軽減に資する変更であることから、適当である。

(イ) 調査事項の変更（調査票B）

調査票Bは、投入構造に関する統計の整備を目的として、企業全体の値ではなく、企業の主業（おおむね産業大分類）における詳細な費用内訳を業種別に調査する設計としており、配布対象は、日本標準産業分類における大分類、中分類又は小分類ごとに売上高上位の企業から累積し売上高総額の5割を達成する範囲に含まれる企業としている。

本申請では、表5のとおり、調査事項を変更する計画である。

表5 調査事項の変更（調査票B）

No.	調査事項	変更内容	変更理由等
⑤	「企業全体の売上金額に占める、（事業内容欄に記載されている）主業の割合」を追加 ※本調査事項は集計の過程で主業の付加価値率に関する情報として用いるものであり、集計は行わない。	追加	現行では主業の費用総額を把握しているところ、これに対応する主業の売上高を把握しておらず、主業の付加価値率を算出できない状況であるため、調査事項を追加する。 なお、産業連関構造調査の1つである「サービス産業・非営利団体等調査」（総務省が所管する一般統計調査）において、主業の売上高、費用総額を把握しており、SNA年次推計においても企業全体の事業別売上高の割合を利用することを検討する予定であり、本調査においても調査事項として追加してほしいとの要望が寄せられている。
⑥	事業別費用の内訳項目について以下のとおり変更。 【産業共通費用項目】 i 「外注費」を「同業者向け」と「同業者向け以外」に分割 ii 「金融手数料」を追加 【産業別費用項目】 (卸売業、小売業) iii 「販売手数料、販売奨励費」を「ECサイトによる販売」と「そ	追加 削除	SNAの年次推計における中間投入の精度向上、基準年との比較可能性の向上及びニーズを踏まえた報告者負担の軽減の観点から、以下の理由により、調査事項を変更する。 また、i及びiiについては、「サービス産業・非営利団体等調査」との費用項目の整合性向上を図る観点からも調査事項を変更するものである。 i SNAの年次推計において、同項目が使用表（U表）上の各産業の自交点計上額に当たることを踏まえて追加の要請があったことから、「外注費」に含まれる「同業者への再委託」を独立して区分 ii 近年キャッシュレス化が進展しているため、加盟店手数料を含む当該項目を追加 iii ECサイトに対する出店手数料等を把握することによりSNAの推計精度向上が期待されるため「販売手数料

No.	調査事項	変更内容	変更理由等
	れ以外」に分割 iv 「委託生産費（外注加工費）」を追加 (情報サービス、インターネット付随サービス事業) v 「外注費（国内）」と「外注費（国外）」を把握していたがこれを取り止め、産業共通費用項目の「外注費（同業者向け・同業者向け以外）」で把握		料、販売奨励費」に含まれる「ECサイトによる販売」を独立して区分 iv プライベートブランドに係る委託費用等を把握することによりSNAの推計精度向上が期待されるため当該項目を追加 v SNAの年次推計において、国内・国外を合算して用いていることから、産業共通項目の「外注費」で併せて把握

⑥のiからivについて、調査実施者によると、費用項目の追加により、一定の報告者負担を伴うものではあるが、「外注費（同業者・同業者向け以外）」、「金融手数料」については、産業連関構造調査（サービス産業・非営利団体等調査）において回答されている実績が確認され、「外注費（同業者向け）」は協力会社への再委託、「金融手数料」はキャッシュレス決済に伴う手数料等が該当するところ、その取引相手先は比較的少数であることが想定され、「販売手数料、販売奨励費（ECサイトによる販売・それ以外）」及び「委託生産費（外注加工費）」についても、同様に取引相手先が少数であると想定されることから、著しい報告者負担を伴うものではないとしている。加えて、これら新規費用項目が正確に回答できるよう、「記入のしかた」等においても丁寧に説明するとしている。

以上を踏まえると、⑤及び⑥については、SNAの年次推計を行うに当たってのニーズを踏まえた変更であり、⑥vについては更に報告者負担の軽減も踏まえた変更であり、いずれも適当である。

なお、⑥の変更のうち調査事項を追加するiからivまでについては、報告者にとって回答が困難なものとならないよう、「記入のしかた」等で丁寧に説明するなど報告者負担への配慮を行うこととし、その上で、次回調査において回答が困難な状況がみられた場合にあっては、その原因を検証の上、例えば、金額での回答が困難な場合には割合での回答を可とするなど更なる工夫について検討することが望まれる。

(ウ) 調査事項の変更（調査票C）

調査票Cは、地域別統計を作成する観点から場所的単位である事業所単位の売上高等を把握するため調査事項を設定するものである。配布対象は、結果精度に大きな影響を持つ一定の要件を満たした企業であり、当該企業の日本国内の本所事業所を含む全ての傘下事業所について報告を求めている。

本申請では、表6のとおり、調査事項を変更する計画である。

表6 調査事項の変更（調査票C）

No.	調査事項	変更内容	変更理由等
⑦	「卸売業、小売業」を主な業務として営んでいる事業所に対して報告を求めていた「年間商品販売額」を削除	削除	当該項目の利活用状況が低調であり、別途把握している「売上高」が代替データとして利活用が見込めることから、報告者負担を考慮し削除する。
⑧	「本所等の別」を追加 ※本調査事項は事業所母集団データベースに登録し、同データを充実させるために用いるものであり、集計は行わない。	追加	事業所母集団データベースの的確な更新に資するため、本所等が移転した場合の新たな本所等事業所を特定するための設問を追加する。

⑦について、調査実施者は、代替データとして利活用が見込める「売上高」は商品等の販売額又は役務の提供によって実現した売上高、営業収益、完成工事高等の合計であり、「年間商品販売額」はその内数となるとしており、また、「年間商品販売額」は「売上高」により代替可能であるかについて検証したところ、売上高が年間商品販売額とほぼ同規模であることを表7のとおり、両者が高い相関関係にあることを表8のとおり確認したとしている。

表7 卸売業、小売業事業所における「年間商品販売額」の売上高比率

	売上高A (百万円)	年間商品販売額B (百万円)	B/A (%)
2024年	663,486,508	624,708,324	94.2
2023年	640,908,179	602,151,525	94.0
2022年	590,419,766	551,956,399	93.5

表8 過去3年分の回答事業所における「売上高」と「年間商品販売額」の相関係数

	相関係数
2024年	0.9842
2023年	0.9828
2022年	0.9836

さらに、都道府県別及び業態（卸売業・小売業）別にも分析を行った結果、それぞれ同様の傾向が確認できたことから、「年間商品販売額」は「売上高」により代替することは可能であるとされている。

これについては、代替可能であるとの検証結果を踏まえた上で、報告者負担の軽減の観点から調査事項を削除するものであり、適当である。

⑧については、基準年である活動調査等で企業から本所等とされた事業所について、プレプリント項目として「レ」チェックを印字するものであり、本所等事業所の移転がない限り、報告者負担は発生しないことから、適当である。

(エ) 調査事項の変更（製造業事業所調査票）

製造業事業所調査票は、製造業の付加価値等の構造を明らかにし、国民経済計算の精度向上等

に資するとともに、活動調査の中間年における経済構造統計の作成を目的として調査項目を設定しており、配布対象は、前記（２）アのとおり、「大分類E－製造業」に属する事業所のうち、各産業分類の売上高上位の事業所から累積し売上高総額の9割を達成する範囲に含まれる事業所としている。

本申請では、表9のとおり、調査事項を変更する計画である。

表9 調査事項の変更（製造業事業所調査票）

No.	調査事項	変更内容	変更理由等
⑨	「製造品出荷額、在庫額等」で用いる商品分類の種類を、旧工業統計調査の分類から生産物分類を基にした分類に変更	見直し	活動調査を過去値として推計に使用していることから、同調査と調査品目が整合するよう見直しする。
⑩	「主な事業の内容」を追加	追加	製造業事業所調査の産業分類格付は製造品の品目番号により格付しているところ、報告対象事業所が製造業以外に事業転換を行った場合、製造業内での事業転換とは異なり、製造品の品目番号からの産業格付が不可能となることから、このような転換を行った場合であっても、「主な事業の内容」を基に産業分類を格付し、当該格付内容を事業所母集団データベースに的確に反映することができるよう追加する。

⑨については、中間年の推計に使用される基準年の活動調査に合わせたもの、⑩については、実態のより適切な把握に資するものであることから、それぞれ適当である。

なお、審議においては、製造業における商品分類の種類を旧工業統計調査の分類から生産物分類を基にした分類に変更することを踏まえて、産業分類格付の方法を経済構造統計として中長期的に検討することが望まれるとの意見があった。

ウ 調査票の配布対象の変更

本申請では、調査票B及び調査票Cに係る配布対象について以下のとおり変更する計画である。

（ア）配布対象の変更（調査票B）

本申請では、調査票Bにおいて、一部の産業を配布対象外とすることを計画している。

なお、調査票Bにおいては、投入構造の推計に必要な事業区別の費用内訳を把握することを目的としているため、他の統計データが整備されている等の理由により、SNAの年次推計において本調査結果を利用していない表10の産業については、従前から調査票Bの配布対象外としている。

表10 従前から調査票Bの配布対象外である産業

大分類A－農業、林業 大分類B－漁業 大分類C－鉱業、採石業、砂利採取業 大分類D－建設業 大分類E－製造業（※） ※「大分類E－製造業」については、本調査の製造業事業所調査票の調査結果をSNAで利用していることから、配布対象外としている。

本申請では、表10の産業に加えて、他の統計データの整備状況やSNAの年次推計における利活用状況、報告者負担の軽減等を考慮した結果、表11の産業も調査票Bの配布対象外とする計画である。

表11 本申請で調査票Bの配布対象外とする産業

中分類36 水道業 大分類J 金融業、保険業 中分類71 学術・開発研究機関 中分類81 学校教育 小分類821 社会教育 小分類822 職業・教育支援施設 小分類829 他に分類されない教育、学習支援業 小分類851 社会保険事業団体 中分類87 協同組合（他に分類されないもの）

これについて、調査実施者は、本調査結果を用いてSNAの年次推計を行っている内閣府に現行の利活用状況及び今後の利活用の予定について確認し、SNAの年次推計に当たっては他の統計データ（例えば、「地方公営企業年鑑」：中分類36水道業、「科学技術研究統計」：中分類71学術・開発研究機関、「今日の私学財政」：中分類81学校教育）が利用可能な産業について、本調査結果を利用する必要がないものとして、報告者負担の軽減の観点から調査票Bの配布対象外と整理したとしている。

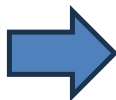
これについては、内閣府にSNAの年次推計を行うに当たってのニーズを確認した上で検討したものであり、また、報告者負担の軽減の観点から、適当である。

(イ) 配布対象の変更（調査票C）

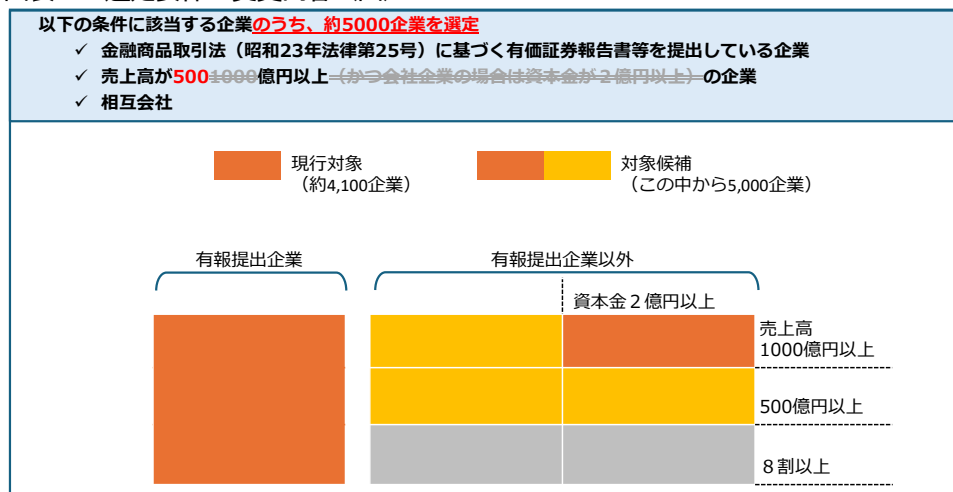
本申請では、調査票Cの配布対象企業の選定要件を表12のとおり変更するとともに、選定要件に該当する企業のうち約5,000企業を選定した上で、原則、次回の活動調査まで対象を固定とする計画である（選定要件の変更に伴う調査票Cの配布対象（候補）の相違は図表1参照）。

表12 選定要件の変更内容

＜変更前＞	＜変更後＞
<ul style="list-style-type: none"> ①金融商品取引法に基づく有価証券報告書等を提出している企業 ②売上高が1,000億円以上（かつ<u>会社企業の場合は資本金が2億円以上</u>）の企業 ③相互会社 	<ul style="list-style-type: none"> ①金融商品取引法に基づく有価証券報告書等を提出している企業 ②売上高が500億円以上の企業 ③相互会社



図表 1 選定要件の変更内容 (図)



調査実施者は、調査票Cの配布対象となる企業については「企業調査支援事業」^(注1)の枠組みを活用して当該企業との関係を構築しつつ調査の円滑な実施を確保しているところ、以下のとおり課題があり、本申請はこれらの課題に対応するためのものであるとしている。

- ① 本来は結果精度に大きな影響がある企業であるにもかかわらず、売上高の一時的な減少により、当該年においては調査票Cの配布対象外となる企業が発生し、継続的な関係構築に支障が生じるおそれがある。
- ② 資本金2億円以上の企業という選定要件により、売上高上位であるにもかかわらず、調査票Cの配布対象外となる企業が存在している。

(注1) 統計調査において悉皆調査の対象になりやすく、報告者負担が相対的に大きい約5,000企業に対して、独立行政法人統計センターに、企業ごとの専任担当者を配置し、専用の情報システム（政府統計オンラインサポートシステム）を通じた統計調査の回答支援等を行う事業

また、配布対象企業の選定に当たっては、原則、売上高の上位から選定することとするが、具体的には、令和8年活動調査の結果を踏まえ、これまでの配布対象企業の継続性を考慮しつつ、結果精度に大きな影響がある企業を中心に選定し、企業再編等に伴う新設企業等のうち特に結果精度に大きな影響がある企業については、各年において追加等を行う予定であるとしている。

これについては、調査票Cの調査において、「企業調査支援事業」のリソースを有効に活用し、結果精度に大きな影響がある企業との関係構築等に係る①及び②の課題に対応するために取扱いを変更するものであることから、適当である。

なお、変更後の選定要件に該当する企業については、原則として売上高の上位から選定しているところ、調査票Cは、製造業事業所調査の報告対象となる事業所を除き、企業傘下の全ての事業所について報告させるため、他の調査票と比べ報告者負担が大きく、また、配布対象企業が原則固定されるものであることから、その対象企業の選定基準について、報告者に対して丁寧の説明することが望まれる。

エ 調査方法の変更

本申請では、本調査のオンライン回答率が表13のとおり8割を超えている現状を踏まえて、調査

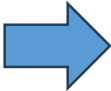
計画における調査方法の記載を、表 14 のとおりオンライン調査が主な調査方法であることを明記した記載に変更する計画である。

本調査は、オンラインによる回答を積極的に推進しており、多くの報告者が継続して調査に回答することから、オンライン回答を行っている報告者には次年度の調査において紙の調査票を配布せずオンライン回答に必要な情報のみ郵送することとし、過去の調査で紙の調査票で回答した企業のみ、紙の調査票とオンライン回答に必要な情報を同時に配布することとしている。また、調査実施者は、令和9年調査以降も、引き続き、オンライン回答を推奨しつつ、紙の調査票で回答した企業に対しては、初回郵送物にオンライン ID だけでなく、紙調査票を同封するなど企業側の状況に配慮するとともに、電子調査票の操作性の向上などを通じ、オンライン回答率向上に取り組むこととしている。

表 13 令和2年以降のオンライン回答率の割合

令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
31.2%	36.9%	52.2%	61.2%	85.0%

表 14 調査方法に関する記載の変更内容

＜変更前＞	→	＜変更後＞
<p>〔調査方法の概要〕</p> <p>調査は、総務省及び経済産業省が業務を委託した調査実施事業者が<u>調査票を報告者に郵送し、回収することにより行う。</u></p> <p>ただし、報告者が政府統計共同利用システム又は政府統計オンラインサポートシステムにより報告した場合は、当該システムから報告内容を入力する。</p>		<p>〔調査方法の概要〕</p> <p>調査は、総務省及び経済産業省が業務を委託した調査実施事業者が<u>オンライン回答に必要な情報を報告者に郵送し（報告者の要望等に応じて、調査票又は電子媒体も郵送する。）</u>、オンラインによる回答又は調査票若しくは電子媒体を回収する方法により行う。</p>

これについては、オンライン回答率が8割を超えている現状を踏まえて調査計画の記載内容を変更するものであり、また、紙の調査票で回答する企業に対しては引き続き配慮した取組が行われることから、適当である。

オ 調査の実施期間の変更

本申請では、これまでの調査の回収状況を踏まえ、調査票の回収期限を6月下旬から7月中旬に延長する計画である。

調査実施者は、本調査（産業横断調査）の期間ごとの回収実績について、表 15 のとおりとしており、6月下旬までが繁忙期であるため7月に回答することを希望する企業が例年一定数存在するため、これらの企業に配慮して回収期限を活動調査同様7月中旬とすることとし、調査票の回収期限を延長することとしている。

なお、本調査では、調査実施翌年の3月末までに調査結果の一次公表を行うとしているところ、例年、提出された回答から順次審査・集計プロセスに取り込むこととしていることから、回答期限を7月中旬に後ろ倒ししても、公表のスケジュールに影響はないとしている。

表 15 令和6年調査（産業横断調査）の回収状況

時点	6月末	7月20日	7月末	(最終)
回収率	56.1%	63.6%	66.9%	88.8%

これについては、これまでの調査実績を踏まえて報告者負担に配慮した変更であり、また、調査結果の公表スケジュールには影響がないとしていることから、適当である。

カ 集計事項及び推計方法の変更

(ア) 集計事項の変更

本申請では、調査事項の変更に伴い、表 16 のとおり集計事項を変更する計画である。

表16 集計事項の変更内容

No.	集計事項の変更内容
①	これまでに集計事項に表章していた「(純)付加価値額」に加えて、「減価償却費」の追加に伴い、「粗付加価値額」を追加
②	「営業外費用における支払利息」の廃止に伴い関連する集計表を削除 (注) 削除する集計表は以下のとおり。 ・営業外費用における支払利息—全国
③	「商品売上原価」の配布対象を「卸売業、小売業」を主業とする企業に限定することに伴い、一部の集計表において、これまでに「卸売業、小売業」が主業か副業であるかにかかわらず表章していた「商品売上原価」を削除 なお、「卸売業、小売業」を主業とする企業に係る「商品売上原価」については引き続き別の集計表で表章 (注) 「商品売上原価」を削除する集計表は以下のとおり。 ・企業産業（小分類）、経営組織別企業等数、売上（収入）金額、年間商品販売額、費用総額、主な費用項目、商品売上原価及び付加価値額—全国
④	「企業全体の事業別売上（収入）金額の割合」の追加に伴い、産業別に主業分の売上高及び費用額を集計し、売上高に対する主な費用項目の比率及び付加価値率を集計・表章
⑤	「年間商品販売額」の廃止に伴い関連する集計表を削除 (注) 削除する集計表は以下のとおり。 ・産業（小分類）別卸売業、小売業の事業所数及び年間商品販売額—全国 ・卸売業、小売業別の事業所数及び年間商品販売額—全国、都道府県

これについては、調査事項の変更に伴うものであり、集計しない調査事項を除き追加した調査事項が全て集計事項に含まれていることから、適当である。

(イ) 推計方法の変更

本調査では、報告者以外の企業等について、基準年である活動調査の結果数値等を用いて個票単位で推計値を作成することで、法人企業等全体を推計している。

本申請では、本調査の報告対象となっていない企業及び事業所の推計に「事業所・企業照会」
(注2)により把握した「売上高」のデータを活用し、個票単位で「事業所・企業照会」の実測値に置き換えた上で集計する計画である。なお、「事業所・企業照会」では、本調査の表章項目のう

ち「売上高」のみ把握していることから、「売上高」以外の経理項目（給与総額等）については、当該企業の過去値における「売上高」と各項目の比率を、「事業所・企業照会」で把握した売上高に乗じることで推計するとしている。

（注2）総務省統計局では、統計法第27条に基づき、事業所母集団データベースの整備のため、複数事業所企業（法人企業）に対して所在地、売上高等を照会している。

また、「事業所・企業照会」の反映により事業所に関する集計の精度向上が期待できることを踏まえて、より広範なニーズに対応する観点から、事業所の産業別事業所数、売上高の結果表について一部の産業分類を表17のとおり細分化して表章することとしている。

表17 細分化して表章する分類


産業大分類	細分化した分類
I 卸売業、小売業	I 1 卸売業
	I 2 小売業
K 不動産、物品賃貸業	K 1 不動産業
	K 2 物品賃貸業
M 宿泊業、飲食サービス業	M 1 宿泊業
	M 2 飲食店、持ち帰り・配達飲食サービス業


なお、「事業所・企業照会」と、本調査（企業調査支援事業）の関係については、図表2のとおりであり、照会対象と報告対象との重複はないとしている。

図表2 経済構造実態調査と事業所・企業照会の関係

		法人企業		
		複数事業所を持つ企業		単独事業所企業
		企業	事業所	
上位8割 売上高	企業調査 支援事業	経済構造実態調査		
	企業調査 支援事業以外	経済構造実態調査	事業所・企業照会	経済構造実態調査
下位2割 売上高		事業所・企業照会	事業所・企業照会	

 : 毎年実施

 : 毎年実施（経済センサス - 基礎調査年は、基礎調査として実施）

 : 中間年に一度経済センサス - 基礎調査を実施

これについては、結果精度の向上を目的に「事業所・企業照会」の情報をを用いるものであり、集計内容の充実も図られることから、適当である。

2 本調査に関する統計委員会諮問第 171 号の答申（令和 5 年 6 月 16 日付け統計委第 7 号）における「今後の課題」への対応状況について

本調査に係る統計委員会諮問第171号の答申における検討課題及び対応状況は、表18のとおりとなっている。

表 18 統計委員会諮問第 171 号の答申における検討課題及び対応状況

検討課題	対応状況
「支払利息」について、令和4年調査結果の利活用状況や活動調査の調査事項の検討状況を踏まえつつ、集計方法等の見直しを行うこと。	令和 8 年活動調査の検討において、各府省・地方公共団体等から「支払利息」の把握に関する要望がなかったため当該調査事項を把握しないこととされた。また、本調査においても、利活用ニーズが見られないことから、同様に把握しないこととする。

これについては、前記 1 (2) イ (ア) のとおり、「支払利息」を把握しないこととしているところ、本件対応については、適当であると考えます。

3 本調査に関する第IV期基本計画への対応状況

第IV期基本計画における本調査に関する検討課題及びその対応状況は、表19のとおりとなっている。

表 19 第IV期基本計画に対する対応

項目	具体的な措置、方策等	実施時期	対応状況
1 国民経済計算の精度向上・充実 (2) 令和 12 年度 (2030 年度) に向けた取組：二つの柱	これまでの経済構造実態調査やサービス産業・非営利団体等調査の実施状況等を踏まえつつ、これらの費用項目の整合性の向上について検討する。	令和 7 年度 (2025 年度) 末までに結論を得る。	供給・使用表 (SUT) の精度向上、基準年推計と中間年推計のシームレス化の観点から、内閣府より SNA 年次推計に有用な項目に対する要望等を踏まえ、サービス産業・非営利団体等調査において把握している以下の項目を本調査においても把握し、整合性の向上を図ることとする。 ・ 事業別費用の内訳の「外注費 (同業者向け)」及び「金融手数料」 ・ 企業全体の事業別売上高の割合

これについては、前記 1 (2) イ (イ) のとおり、i) 「外注費」を「同業者向け」と「同業者向け以外」に分割する、ii) 「金融手数料」を把握する、iii) 「企業全体の売上金額に占める主業の割合」を把握することとしており、サービス産業・非営利団体等調査との整合性の向上を図るものであることから、適当である。

4 今後の課題

製造業事業所調査においては、これまで報告者数が大きく変動している年がみられるところ、この要因を検証することは重要であり、本調査の精度向上にも資すると考えられる。一方、この要因の検証を行うに当たっては、様々な要因が影響を及ぼしている可能性があること、報告者の選定においては複数

の関係部局が連携して実施していることも踏まえる必要がある。以上から、この要因の検証を相当の期間をかけて丁寧に行うこと。